

『司法試験・予備試験 伊藤真の速習短答過去 民法 第3版』(法学書院) 訂正表
2020年10月31日現在

| ページ | 箇所 | 現表記(誤植) | 正しい表記 |
|------|--------------------------|---|--|
| 126頁 | 記述2の解説文3行目 | されている(最判昭57.9.7)。 | されている。 |
| 205頁 | 表、「抵当権の順位」の「譲渡」「放棄」の具体例 | B→C | B→E |
| 271頁 | 出典 | H20-20 | H20-20改題 |
| 271頁 | 記述のア | 自働債権及び受働債権がともに不法行為による損害賠償債権の場合、いずれの当事者からも相殺をすることができない。 | 自働債権及び受働債権がともに不法行為による損害賠償債権の場合でも、いずれの当事者からも相殺をすることができるときがある。 |
| 272頁 | 記述のアの解説冒頭 | 509条は、同条2号に該当する不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺を禁止しているところ、たまたま同一の事故により、当事者双方が上記債権を持ち合う場合にも、同条の規定により、相殺が許されないかについては、解釈に委ねられている。この点、 | 削除 |
| 272頁 | 記述のアの解説 下から4行目から末尾まで | ……解する」としている(最判昭49.6.28)。したがって、自働債権及び受働債権が共に不法行為による損害賠償債権の場合にも、509条は妥当し、いずれの当事者からも相殺することができない。 | ……解する」としていた(最判昭49.6.28)。もっとも、改正により、509条1号、2号に当たらない場合については相殺が禁止されないこととなった。したがって、自働債権及び受働債権が共に不法行為による損害賠償債権の場合にも、509条1号、2号に当たらなければ、いずれの当事者からも相殺することができる。 |
| 346頁 | 記述のアの解説 上から2行目から4行目まで | そして、判例は、一般に契約の履行がその契約締結の当初において客観的に不能であれば、その契約は不可能な事項を目的とするものとして無効であるが、「他人の物の売買…… | そして、判例も、「他人の物の売買…… |
| 547頁 | 上から3行目 | 主張することができる。 | 主張することができない。 |

『司法試験・予備試験 伊藤真の速習短答過去 刑法 第3版』(法学書院) 訂正表
2020年4月11日現在

| ページ | 箇所 | 現表記(誤植) | 正しい表記 |
|------|---|-------------------------|-------------------------|
| 291頁 | 下表「包含説①」、「包含説②(団藤)」、「折衷説」中「故意のある場合の処断」内 | →強制性交等致傷一罪(181Ⅱ, 5年～無期) | →強制性交等致傷一罪(181Ⅱ, 6年～無期) |

『司法試験・予備試験 伊藤真の速習短答過去 民事訴訟法 第3版』(法学書院) 訂正表
2020年5月17日現在

| ページ | 箇所 | 現表記(誤植) | 正しい表記 |
|-----|---------|---|--|
| 28頁 | 記述5の解説文 | そして、これによって両親の法定代理権は消滅するから、本記述の場合、両親は法定代理人として訴訟行為をすることはできない。 | なお、これによって両親の法定代理権は当然に消滅するわけではなく、本人又は両親から相手方に通知することで消滅の効力を生じる(36条1項)。 |